

# 確認申請等の手続きに係る押印の取り扱い

令和3年2月3日

押印を求める手続きの見直し等のための改正省令が令和3年1月1日から施行されたことに伴い、確認申請書等の申請者等の押印が不要となりました。

このことを受けて、長崎市における確認申請等の各種手続きの押印の取扱いは次のとおりとします。

## 1. 委任状の押印について

委任状は建基法施行規則で定められているため、添付の必要があるが、委任状の押印については、委任者、受託者ともに不要とする。(申請者の意思確認をさせていただく場合があります。)

## 2. 設計者押印の廃止に伴う設計図書の訂正印について

申請図書の押印が不要となり、設計者印の印影が不明となるため、訂正印の使用を認めない。ただし、委任状に設計者の押印があり、それと同じ印影であるものについては、使用可とする。

## 3. 市細則等に定められた様式への押印について

長崎市建築基準法施行細則等の市独自で定めている様式の押印については、細則等の改正により、印が削除されたものについては不要とする。ただし、細則等の改正予定である令和3年4月1日からとする。

なお、県により定められた県福祉のまちづくり条例等の様式への押印については、県の取り扱いによる。